

さいたま市立浦和南高等学校

いじめ防止基本方針

目 次

I	はじめに	1
II	本校のいじめの問題に対する基本姿勢	1
III	いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）	1
IV	組織	1
V	いじめの未然防止	2
VI	いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）	2
VII	いじめの対応	3
VIII	重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）	4
IX	研修	4
X	P D C A サイクル	5
XI	年間行事予定	5

さいたま市立浦和南高等学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立浦和南高等学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を持つ。
- 2 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 3 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 4 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 5 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 6 いじめの問題について、学校として組織的に対応するとともに、学校と家庭が連携・協力して指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
 - (1) 目的
学校におけるいじめの防止等に関する措置を迅速かつ実効的に行うため
 - (2) 構成員
校長、教頭、生徒指導部員
※必要に応じて、各年次主任、養護教諭、スクールカウンセラー等、構成員以外の関係者を招集できる。
 - (3) 開催
ア 定例会（各学期1回程度開催）
イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 生徒いじめ対策委員会

(1) 目 的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

生徒会執行委員会の構成員と同一とする。

(3) 開 催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
- イ 臨時部会（必要に応じて開催）

(4) 内 容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ 必要に応じて、中央委員会と連携する。

V いじめの未然防止

本校では、学校の教育活動全体を通じて、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

また、定期的にネット問題について生徒向け講演会を実施するとともに、学校の教育活動の様々な場面で、人権や命の大切さを取り上げる。さらに、いじめは絶対に許されないことについて、保護者の方々にも学校と連携して指導していただく。

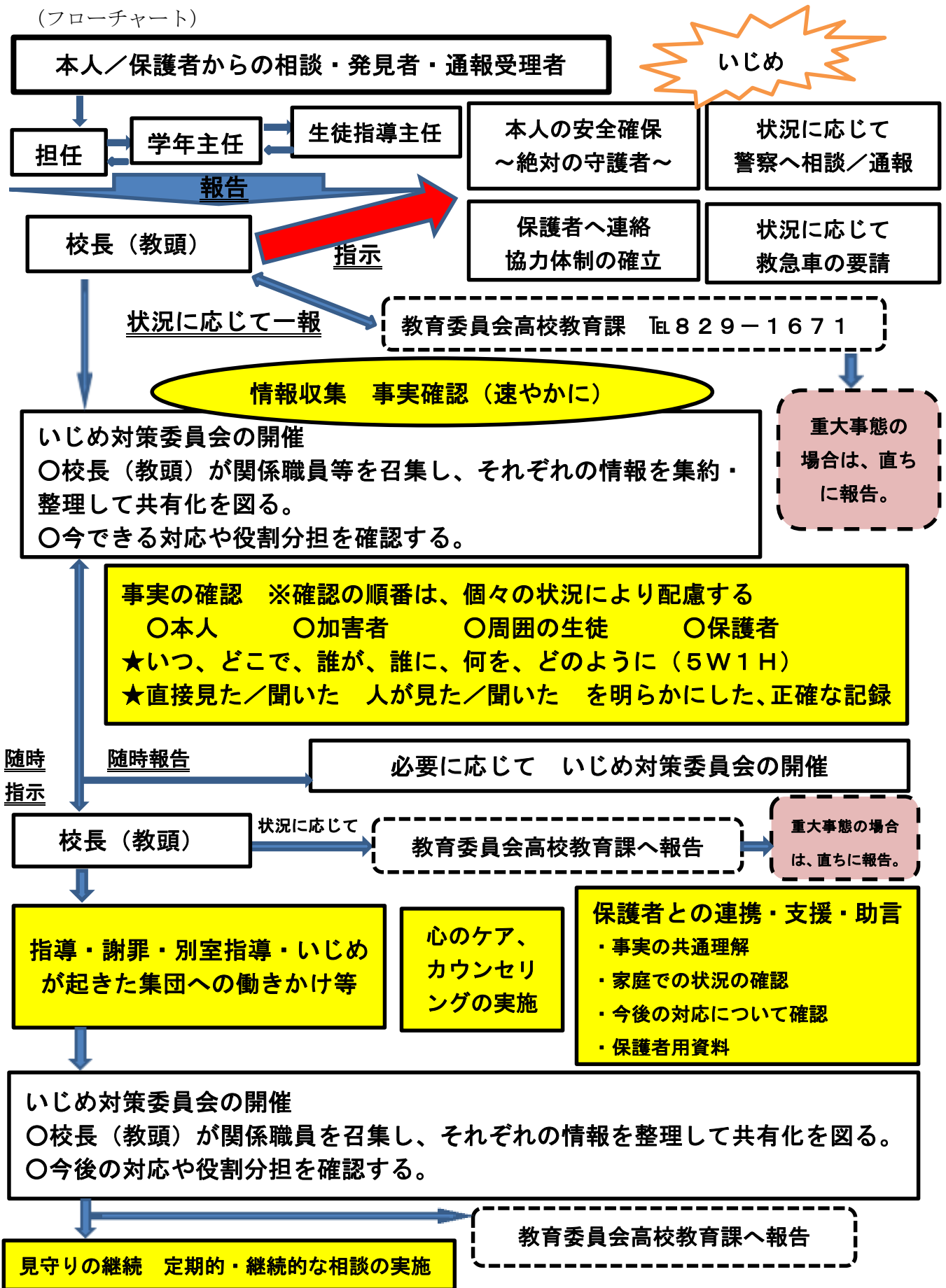
VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

本校は、全職員が、生徒の些細な変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 1 「いじめ要注意サイン」等を活用し、いじめの徴候が見られたときは、速やかに対応する。
- 2 「いじめの疑い」等を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- 3 スクールカウンセラーの活用等により、生徒・保護者がいじめに係る相談ができるような相談体制を確立する。
- 4 保護者の方々には、日頃から生徒とのコミュニケーションを密にさせていただき、生徒の小さな変化も見逃さないよう努めていただく。

Ⅶ いじめの対応

(フローチャート)



Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○「いじめに係る対応の手引き」に基づき、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、さいたま市教育委員会又はその当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果をさいたま市教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を開催する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

本校は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応等、いじめに対する教職員の意識や対応力を高めるための研修を以下のように実施する。

- 1 職員会議等で学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- 2 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

X PDCAサイクル

本校は、いじめ防止等のための施策やいじめ防止基本方針について常に見直しを行い、改善に向けて検討を続ける。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）
 - (1) 検証を行う期間…各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：12月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、12月、3月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期：12月とする。

XI 年間行事予定

4月	・学校いじめ防止基本方針の施行
	・学校のHPに学校いじめ防止基本方針を掲載し、公表
5月	・学校いじめ防止基本方針の提出
	・学校評議員会（基本方針の協議等）
7月	・第1回いじめ対策委員会
	・第1回生徒いじめ対策委員会
12月	・第2回いじめ対策委員会
	・第2回生徒いじめ対策委員会
	（・ネット問題についての生徒向け講演会）
	・いじめ防止に向けた校内研修会
	・取組評価アンケート
1月	・学校評議員会（次年度の基本方針の協議等）
3月	・第3回いじめ対策委員会
	・第3回生徒いじめ対策委員会